

【身体的拘束の最小化に関する取り組み】

当院では、患者さまの尊厳と人権を尊重し、身体的拘束は原則として行わないことを基本方針とします。

やむを得ず実施する場合は、生命や安全を守るための緊急かつ一時的な措置に限り、その方法および時間を最小限とします。

《身体的拘束実施の場合の「緊急時やむを得ない場合」の3つの要件を当該部署で検討します》

- (1)切迫性: 患者さま本人または他の患者さま、その他の生命や身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- (2)非代替性: 身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替える看護方法がないこと。
- (3)一時性: 身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

《緊急時やむを得ない場合の身体的拘束を行う手続きについて》

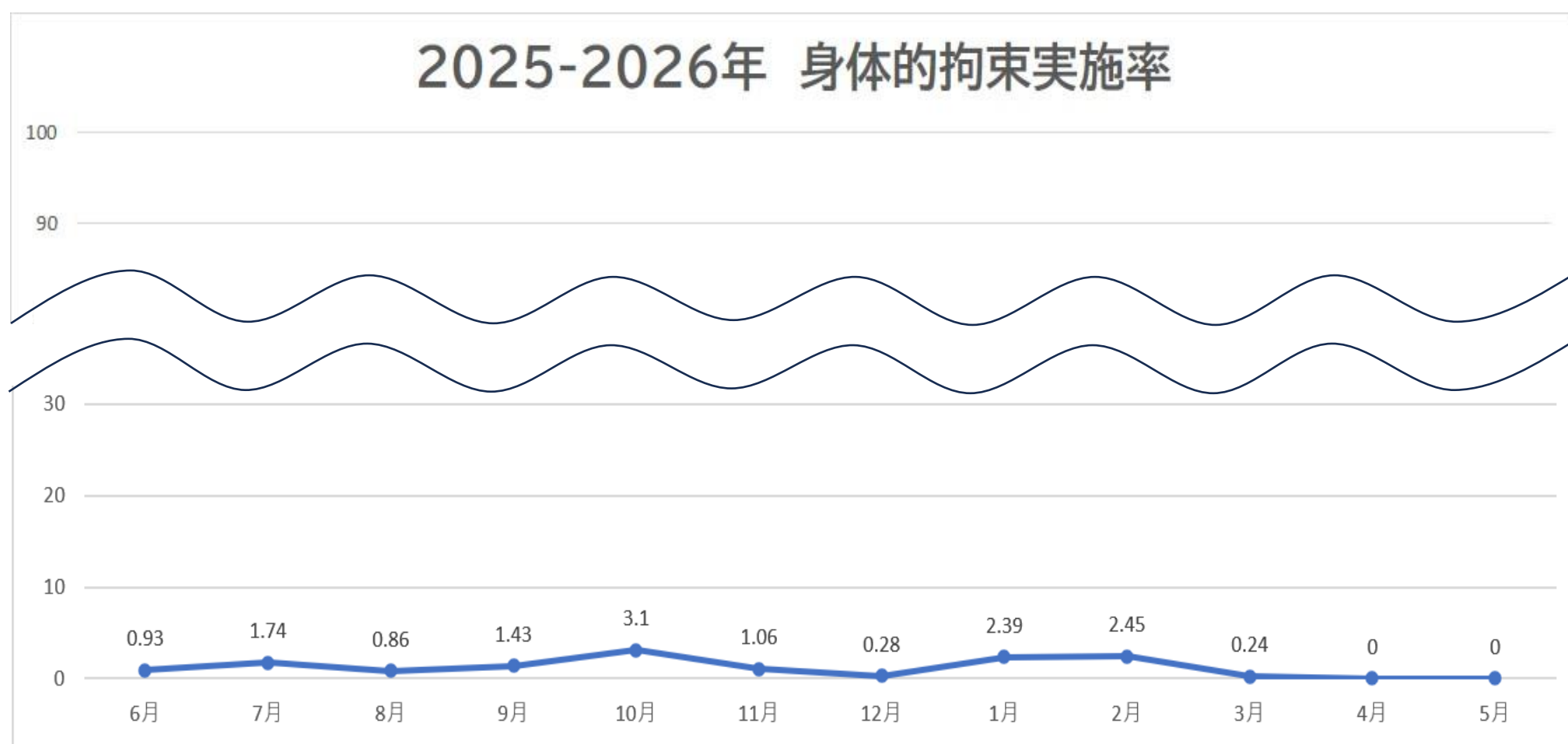
- (1)各病棟管理者(師長・主任・副主任)不在時は勤務者リーダーが必要性の是非を検討し主治医及び当直医に指示を仰ぐ。
- (2)主治医及び当直医が必要と判断した場合は、カルテに必要性の記載後、患者さま及び家族への説明を行う。
- (3)拘束開始時に同意書の記入が難しい場合は、家族に電話し同意を得る。その場合は、必ずカルテに説明と同意を得たことを記載する。

《職員教育と意識向上》

身体的拘束が心身に与える影響や代替手段について、定期的な研修や事例検討を通じて理解を深め、実践力を高めます。

当院では、これらの取り組みを継続的に見直し、身体的拘束ゼロを目指して努力してまいります。

2025-2026年 身体的拘束実施率



遠賀中間医師会おかがき病院